

第99回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都新宿区市谷船河原町11番地
飯田橋レインボービル(7階)

目次

●株主の皆様へ	1
●第99回定時株主総会招集ご通知	2
●議決権の行使についてのご案内	4
●株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
●事業報告	16
●連結貸借対照表	39
●連結損益計算書	40
●貸借対照表	41
●損益計算書	42
●連結計算書類に係る会計監査人監査報告書	43
●会計監査人監査報告書	45
●監査役会監査報告書	47
●株主メモ(株式のご案内)	48
●株主総会会場ご案内図	裏表紙



株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の当社グループの事業の概況につきましてご報告いたします。

2025年6月

代表取締役社長 **青山 正幸**

経営理念

人の力を活かし、地球の資源をより有用なるものとして提供し、人類社会の幸福に貢献する

経営方針

1. 当社グループ全体の経営戦略を一体化して、グループ各社のシナジー効果を最大限に発揮すること。
2. 世界に誇る製錬技術の開発と品質向上に全力を傾注し、経営の効率化と競争力で世界有数の基盤を確立すること。
3. コンプライアンスを推進すること。
4. 公正・透明・自由な競争を通して、適正な利益を確保すること。
5. かけがえのない地球を守るため、あらゆる環境問題に積極的に取り組むこと。
6. 社員の個性を伸ばし創造性を十分に発揮させるとともに、物心両面のゆとりと豊かさを追求し、生きがいのある職場を実現すること。
7. 広く社会との交流を進め公正な企業情報を積極的に開示すること。

招集ご通知

株 主 各 位

証券コード 5541
2025年6月4日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大 平 洋 金 属 株 式 会 社
代表取締役社長 青 山 正 幸

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認
くださいますようお願い申し上げます。当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブ
サイトや三井住友信託銀行の株主総会ポータルにも掲載しております。

項番	ウェブサイト名及びURL	QRコード	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.pacific-metals.co.jp/ir/else.php		「2025年3月期（第99期）」より「第99回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show		銘柄名（大平洋金属）または証券コード（5541）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル [®] （三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	※議決権行使書用紙に記載してあります。	同封の議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、後記「議決権の行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後4時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）																	
2. 場 所	東京都新宿区市谷船河原町11番地 飯田橋レインボービル（7階） （会場につきましては、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）																	
3. 目的事項 報告事項	1. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第99期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件																	
決議事項	第1号議案 取締役6名選任の件 以下の取締役6名の選任をお願いするものであります。																	
	<table><tr><th>候補者番号</th><th>氏 名</th></tr><tr><td>1</td><td>いわだて かず お 岩 館 一 夫 再任</td></tr><tr><td>2</td><td>いのまた よしはる いのまた 猪 股 吉 晴 再任</td></tr><tr><td>3</td><td>はら けんいち はら 賢 一 再任</td></tr></table>	候補者番号	氏 名	1	いわだて かず お 岩 館 一 夫 再任	2	いのまた よしはる いのまた 猪 股 吉 晴 再任	3	はら けんいち はら 賢 一 再任	<table><tr><th>候補者番号</th><th>氏 名</th></tr><tr><td>4</td><td>まつやま てるのぶ 松 山 輝 信 再任</td></tr><tr><td>5</td><td>さかい ゆ か り 酒 井 由 香 里 再任</td></tr><tr><td>6</td><td>あま の まさひと あま の 天 野 ま さ ひ と 正 人 新任</td></tr></table>	候補者番号	氏 名	4	まつやま てるのぶ 松 山 輝 信 再任	5	さかい ゆ か り 酒 井 由 香 里 再任	6	あま の まさひと あま の 天 野 ま さ ひ と 正 人 新任
	候補者番号	氏 名																
	1	いわだて かず お 岩 館 一 夫 再任																
	2	いのまた よしはる いのまた 猪 股 吉 晴 再任																
3	はら けんいち はら 賢 一 再任																	
候補者番号	氏 名																	
4	まつやま てるのぶ 松 山 輝 信 再任																	
5	さかい ゆ か り 酒 井 由 香 里 再任																	
6	あま の まさひと あま の 天 野 ま さ ひ と 正 人 新任																	
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式を付与するものであります。																		
4. 招集にあ たっての 決定事項	(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。 (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 (3) インターネット等または書面により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。なお、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な行使として取り扱わせていただきます。																	

以 上

- ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表と計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータルサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

議決権の行使についてのご案内

▶ 議決権行使の方法について

●書面による議決権行使

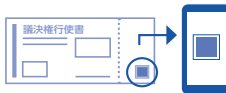


議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後4時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

●スマートフォン等によるご行使



議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後4時00分まで

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります（ID・PWの入力は不要です）。
- ② 株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開きます。
- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●PC等によるご行使



議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後4時00分まで

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 操作方法に関するお問い合わせ先について

株主総会ポータルサイト並びに議決権行使ウェブサイトの操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031（平日9:00～21:00）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において、より戦略的かつ機動的に意思決定が行える体制とするため、取締役6名の選任をお願いするものであり、その取締役候補者は次のとおりであります。

なお、各候補者の略歴及び選任理由等の詳細情報を6頁から10頁に記載しております。

候補者 番 号	氏 名	性別	在任 年数	地 位	担 当	取締役会 出席状況
1	いわ だて かず お 夫 再任	男	5年	取締役 上席執行役員	安全衛生管理・ 製造・工務担当	22回／22回 (100.0%)
2	いの 猪 また よし はる 晴 再任	男	8年	取締役 専務執行役員	社長補佐、 経営企画担当、リサイクル事業開発部長	22回／22回 (100.0%)
3	はら けん いち 再任	男	7年	取締役 常務執行役員	調達担当、営業部長	22回／22回 (100.0%)
4	まつ やま てる のぶ 信 再任	男	7年	取締役 常務執行役員	内部統制・IR・総務・経理担当、 人事部長	22回／22回 (100.0%)
5	さか い ゆ か り 由香里 再任 社外 独立	女	4年	社外取締役	指名・報酬委員会委員	22回／22回 (100.0%)
6	あま の まさ ひと 天 野 正 人 新任 社外 独立	男	—	—	—	—

(注) 在任年数、地位及び担当は本定時株主総会時のものであります。

再任：再任取締役候補者 新任：新任取締役候補者 社外：社外取締役候補者 独立：独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 いわ だて かず お 岩 舘 一 夫 (1967年1月14日生)	1985年 4 月 当社入社 2009年12月 当社製造本部製造部次長 2012年12月 当社製造本部製造部長 2015年11月 当社製造本部製造部長兼環境事業部長 2017年 6 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社製造副本部長兼工務部長兼環境事業部長 2019年 7 月 当社業務プロセス改革推進部長 2020年 5 月 株式会社大平洋ガスセンター代表取締役社長 2020年 6 月 当社取締役（現職） 2020年 6 月 当社上席執行役員（現職） 2020年 6 月 当社製造・工務担当（現職） 2021年 6 月 当社安全衛生管理担当（現職）	2,551株
	取締役候補者とした理由	岩舘一夫氏は、製造・工務分野における豊富な経験を有し、加えて国内の関連会社の経営にも関与しており、これまでの経験、実績を生かし当社の最高経営者としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 いの また よし はる 猪 股 吉 晴 (1954年6月6日生)	1975年 4 月 当社入社 2004年12月 当社製造本部品質管理室次長兼検査分析課長 2006年12月 当社製造本部品質管理室次長兼品質保証課長兼検査分析課長 2007年12月 当社製造本部品質管理室長代理兼品質保証課長兼検査分析課長 2008年 7 月 当社製造本部品質管理室長兼品質保証課長兼検査分析課長 2009年 4 月 当社品質管理室長兼品質保証課長 2012年 6 月 当社執行役員品質管理室長 2014年 6 月 当社上席執行役員 2014年 6 月 当社品質管理室長兼環境管理室長 2016年 7 月 当社品質・環境管理室長 2016年 9 月 当社品質・環境管理室長兼技術開発室長兼乾式製錬開発課長 2017年 6 月 当社取締役（現職） 2017年 6 月 当社安全衛生管理・品質・環境管理担当 2017年 6 月 当社技術開発室長 2019年 7 月 当社安全衛生管理・資源・技術開発プロジェクト担当 2019年 7 月 当社品質・環境管理部長 2020年 6 月 当社常務執行役員 2020年 6 月 当社経営企画・安全衛生管理・品質・環境管理担当 2021年 6 月 当社専務執行役員（現職） 2021年 6 月 当社社長補佐（現職） 2021年 6 月 当社経営企画・リサイクル事業担当 2023年 4 月 当社経営企画・リサイクル事業開発担当 2024年 7 月 当社経営企画担当・リサイクル事業開発部長（現職）	10,427株
	取締役候補者とした理由	猪股吉晴氏は、品質管理、環境管理分野及び研究開発における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 はら けん いち 原 賢 一 (1964年5月20日生)	1988年 4 月 当社入社 2010年10月 当社営業二部次長 2011年12月 当社営業一部次長 2012年12月 当社営業一部長代理 2014年 6 月 当社執行役員 2014年 6 月 当社営業一部長 2017年 6 月 当社上席執行役員 2018年 3 月 株式会社パシフィックソーワ取締役（現職） 2018年 6 月 当社取締役（現職） 2018年 6 月 当社営業担当 2019年 7 月 当社営業部長（現職） 2020年 6 月 当社調達担当（現職） 2021年 6 月 当社常務執行役員（現職）	4,800株
	取締役候補者とした理由	原賢一氏は、営業分野における豊富な経験を有し、これまでの経験、実績を生かして当社経営を担いいうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	
4	 まつ やま てる のぶ 松 山 輝 信 (1969年12月16日生)	1988年 4 月 当社入社 2010年12月 当社経理部次長 2013年12月 当社経理部長代理 2014年 5 月 株式会社大太平洋ガスセンター監査役 2014年 6 月 当社経理部長 2017年 6 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役（現職） 2018年 6 月 当社上席執行役員 2020年 6 月 当社IR担当（現職） 2021年 5 月 太平洋興産株式会社取締役（現職） 2021年 6 月 当社常務執行役員（現職） 2021年 6 月 当社内部統制担当（現職） 2021年 6 月 当社総務担当（現職） 2021年 6 月 当社経理担当（現職） 2021年 6 月 当社人事部長（現職）	7,943株
	取締役候補者とした理由	松山輝信氏は、経理・財務における豊富な知識を有し、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いいうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	 社外取締役候補者 さ か い ゆ か り 酒 井 由 香 里 (1968年6月23日生)	1991年 4 月 野村證券株式会社入社 2005年 1 月 株式会社コーポレートチューン取締役 2005年 6 月 株式会社ユナイテッドアローズ常勤社外監査役 2008年 6 月 株式会社リプロセル社外監査役 2013年 9 月 株式会社ビューティ花壇社外監査役 2016年 6 月 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役 (常勤監査等委員) 2017年10月 ティーライフ株式会社社外取締役 (監査等委員) 2019年 3 月 株式会社ユーザベース社外取締役 (監査等委員) 2021年 6 月 当社社外取締役 (現職) 2022年 6 月 当社指名・報酬委員会委員 (現職) 2022年 6 月 トーヨーカネツ株式会社社外取締役 (現職)	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	酒井由香里氏は、幅広い分野での企業経営者としての豊富な経験により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏には、上記の経験を活かし、当社において、ダイバーシティの観点から多様な視点により、コーポレート・ガバナンスの充実強化を推進していただくことを期待しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	 新任 社外取締役候補者 あま の まさ ひと 天 野 正 人 (1959年1月20日生)	1984年 4 月 弁護士登録 西村眞田（現西村・あさひ）法律事務所勤務 1989年 9 月 ヒューズ・ハバード&リード法律事務所勤務 1990年 2 月 ニューヨーク州弁護士登録 1996年 1 月 メリルリンチ日本証券（現BOFA証券）ジェネラルカウンセル 2001年12月 同社取締役 2019年 6 月 増田パートナーズ法律事務所シニアアドバイザー 2025年 3 月 天野正人国際法律事務所代表（現職） 2025年 3 月 株式会社スターク・アドバイザー代表取締役（現職）	0株
	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要	天野正人氏は、弁護士としての専門的見地及び企業経営者としての豊富な経験により、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したためであります。同氏には、上記の見地・見識を活かし、当社において、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 候補者天野正人氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役との責任限定契約について
 当社は、取締役候補者酒井由香里氏との間で会社法第427条第1項及び定款第30条の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
 また、取締役候補者天野正人氏と会社法第427条第1項及び定款第30条の規定により、同氏が本定時株主総会で選任された場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について両氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とするものであります。
4. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 候補者酒井由香里及び天野正人の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 なお、当社は酒井由香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 また、当社は候補者天野正人氏が当社の社外取締役として選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 酒井由香里氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
- (3) 候補者酒井由香里及び天野正人の両氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
- (4) 候補者酒井由香里及び天野正人の両氏は、過去5年間に他の株式会社の取締役に就任しており、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実はありません。

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において、年額3億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額7千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となるため、本制度の支給対象となる取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年45,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制

限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第99期事業報告29～31頁に記載のとおりであります。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する時期は原則として当該退任又は退職した時期となるように合理的に調整した上で、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（3）当社による無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、上記（2）の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。加えて、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、当該時点において保有する本割当株式の全部又は一部を、当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

取締役及び監査役のスキルマトリックス

氏 名		① 企業経営	② 事業ポート フォリオ 構築	③ 財務/ 会計	④ マーケ ティング	⑤ IT	⑥ 研究/ 開発	⑦ 法律	⑧ リスク 管理	⑨ 人事・ 労務	⑩ グローバル 経営	⑪ ESG・ サステナ ビリティ
取締役	岩 だて 一 お 大 再任	○	□			○	□		○			○
	いの 猪 股 よし 吉 はる 晴 再任	○	□				○		□	○		□
	はら 原 けん 賢 いち 一 再任	○	○		□				○		□	○
	まつ 松 やま てる のぶ 輝 信 再任	○	○	□		○		□	□	□		○
	さか 酒 い 井 由 香 里 再任 社外 独立	○		□	○				○	○		
	あま 天 の 野 まさ 正 ひと 人 新任 社外 独立	○		□	○			□	□		□	
監査役	たつ 達 なか 輝 いち 一			○				○				
	やす 安 た 田 けん 健 社外 独立			○				○				
	いい 飯 むら 村 ゆたか 豊 社外 独立			○				○				
	みや 宮 ぎき 崎 きよう 恭 ずけ 介 社外 独立			○				○				

(注) 本スキルマトリックスは、当社にとって重要と考えられる知識・経験を分類し、各分野において「適切な知見を有する分野=○」に加えて、当社として「特に期待する分野=□」を定めたものであります。
なお、第1号議案が原案どおり可決された場合のものであります。

スキルマトリックス各項目充足の目安

① 企業経営	●企業等での社長、取締役としての経験 ●当社の中長期的な事業計画を策定し、実行するための企業経営全般の知識、経験、実績がある
② 事業ポートフォリオ構築	●当社のPAMCOvision2031方針 新たなコア事業となる金属製錬事業に移行、事業分野の拡大から第2のコア事業の成長に向け、執行状況を監督し得る知見・経験
③ 財務/会計	●経理、会計に関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●財務管理、資金調達に関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●金融機関等の経験
④ マーケティング	●経営企画担当取締役、部長としての経験 ●営業、販売に関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●関係会社の社長、取締役としての経験 ●事業投資等に関する担当取締役、部長としての経験
⑤ IT	●IT、情報システムに関する部門の担当取締役、部長としての経験
⑥ 研究/開発	●研究開発に関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●製造技術、生産設備に関する部門の担当取締役、部長としての経験
⑦ 法律	●法務またはコンプライアンス推進に関する担当取締役、部長としての経験 ●弁護士としての経験
⑧ リスク管理	●リスクマネジメントに関する担当取締役、部長としての経験
⑨ 人事・労務	●人事(ダイバーシティ推進)、労務に関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●他社における指名または報酬委員会等のメンバーの経験
⑩ グローバル経営	●海外駐在の経験 ●海外現地法人における役員経験、業務経験
⑪ ESG・サステナビリティ	●ESG/CSRに関する部門の担当取締役、部長としての経験 ●サステナビリティに関する部門の担当取締役、部長としての経験

独立役員の独立性判断基準について

当社は、以下のとおり独立役員の独立性判断基準を定めております。

1. 独立役員は、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない社外取締役または社外監査役とする
2. 当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役でない者
3. 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等でない者
4. 当社株式を保有していない者
5. 当社取締役、監査役の友人でない者
6. 現在・過去において次に該当しない者
 - (1) 当社、当社子会社等の取締役・業務執行者・監査役・会計参与
 - (2) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役
 - (3) 前項（2）の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役
 - (4) 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等が組織する法人に所属している者
 - (5) 当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (6) 当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (7) 前項（6）の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (8) 社外役員の相互就任関係にある者
 - (9) 当社が寄付を行っている先又はその出身者
 - (10) 以上の者の三親等以内の親族

以上

I 1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当 連結会計年度におけるわが国経済は、物価高に関連する経済活動の影響は懸念されるものの、雇用情勢及び企業収益等は総じて改善しており、一部に足踏みが残るものの緩やかな回復基調となりました。

海外経済については、中国における不動産市場の停滞、欧米における高水準な金利、中東地域やウクライナ情勢の緊迫化等で不確実性が高いものの、底堅い個人消費や雇用・所得環境等を背景に、持ち直しの動きを維持しました。

このような状況のもと、当社グループの売上高並びに損益の大半を占めるニッケル事業の主需要先であるステンレス鋼業界は、中国では、不動産市場の停滞に伴い建築需要の減退等、内需が振るわない中でも高水準の生産継続で過剰となった在庫は輸出に振り向けられ、そのあおりを受けて各国の設備稼働率は総じてばらつきが見られ、盛り上がりを欠く推移となりました。

フェロニッケル需要は、前述の環境に加え、価格優位性が見られるニッケル銑鉄へ調達の一部シフトしており、また、カーボンニュートラルを意識したステンレススラップ配合比率見直しも見られ、鈍化傾向の推移となりました。

調達面では、フェロニッケル製品の主原料であるニッケル鉱石の価格は底堅いニッケル鉱石需要等を背景に価格高であり、また、諸原燃料価格は世界的に高水準であり、生産コストは高止まりが継続しました。

ロンドン金属取引所（LME）におけるニッケル価格は、中国景気の鈍化、外国為替相場や金融資本市場の変動及び中東やウクライナ情勢の緊迫化、また、ニューカレドニアで発生した暴動に伴うニッケル鉱石の供給懸念等の複合的な要因が意識され、比較的上下動が大きい推移となりました。

その中で、当社のフェロニッケル販売数量は、前述した価格優位性が見られるニッケル銑鉄の価格が当社の販売価格へも影響することから一定の収益性を損なわない戦略的な数量抑制方針を継続したため、前年度と比べ9.9%の減少となりました。

フェロニッケル生産数量は、販売数量抑制方針であるため、前年度と比べ減少しました。

フェロニッケル製品の販売価格は、当社適用平均為替レートは前年度比5.2%の円安の一方で、当社適用LMEニッケル価格は前年度比19.3%下落し、また、当社適用価格相場に加えて、ニッケル銑鉄の価格も一部参考としたことから従来と比べ販売価格安となり、収入

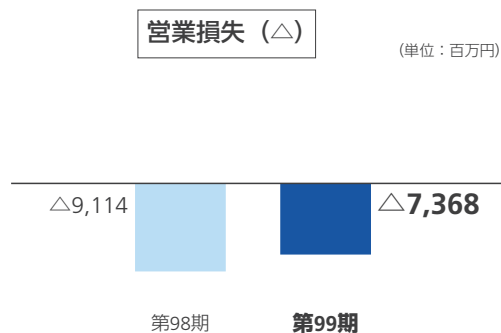
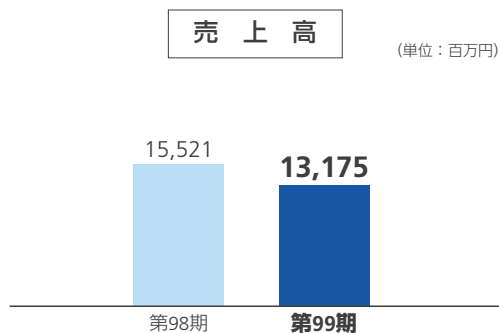
が伸び悩む厳しい販売環境が継続しました。

このように、厳しい事業環境ですが、採算性重視の受注を徹底、臨機応変な生産販売体制の構築、コストミニマムを追求するための業務効率改善の強化等に努めております。収益基盤の再構築を目的とした取り組みでは、新たな事業の軸となる事業を開発中です。海外企業と共同で着手している取り組みでは、海底資源から電池用金属材料及び製鋼原料を製造する事業のフィジビリティスタディを進めており、終盤に差し掛かっております。また、青森県内の企業を中心に推進する取り組みでは、ベリリウム製造販売の事業化に向けて当社工場のリソースを最大限に活用する包括的業務提携を締結し、実証プラントを建設中です。加えて、市場拡大が期待されるLIB関連の取組みでは、研究開発等を積極的に進め

ております。これら新規事業立ち上げの早期実現を目指しており、GHG排出量低減に関するカーボンニュートラルの取り組みを含め、業績の底上げ及び収益安定化に向けた取り組みを継続しております。

その結果、当連結会計年度の連結経営成績は、売上高が13,175百万円、前年度比では15.1%の減収となりました。

損益面では、棚卸資産簿価切下げ額の戻入れを計上したことにより売上原価は減少しましたが営業損失は7,368百万円（前年度営業損失9,114百万円）、営業外収益へ計上した持分法による投資利益5,413百万円等を含めた経常損失は1,622百万円（前年度経常損失2,119百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,667百万円（前年度親会社株主に帰属する当期純損失1,074百万円）となりました。



セ グメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(ニッケル事業)

ニッケル事業についての経営成績は、前記のとおりであります。

その結果、当部門の売上高は12,367百万円、前年度比16.0%の減収、営業損失は7,282百万円（前年度営業損失9,082百万円）となりました。

(ガス事業)

ガス事業についての経営成績は、計画どおり安定した操業ではあったものの原燃料価格

上昇の影響等もあり、損失計上となりました。

その結果、当部門の売上高は774百万円、前年度比4.5%の減収、営業損失は1百万円（前年度営業損失14百万円）となりました。

(その他)

その他の事業部門では、不動産事業で売買成約はあったものの、維持費等を上回る販売とならなかったため、損失計上となりました。

その結果、当部門の売上高は109百万円、前年度比79.8%の増収、営業損失は93百万円（前年度営業損失26百万円）となりました。

事業部門別売上高

区 分	第98期 (2024年3月期)		第99期 (2025年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ニ ッ ケ ル 事 業	14,727	94.9	12,367	93.9	△ 2,359	△ 16.0
ガ ス 事 業	811	5.2	774	5.9	△ 36	△ 4.5
そ の 他	61	0.4	109	0.8	48	79.8
事 業 部 門 間 の 消 去	△ 78	△ 0.5	△ 76	△ 0.6	2	—
合 計	15,521	100.0	13,175	100.0	△ 2,345	△ 15.1

事業部門別営業利益（△損失）

区 分	第98期 (2024年3月期)		第99期 (2025年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ニ ッ ケ ル 事 業	△ 9,082	99.6	△ 7,282	98.8	1,800	—
ガ ス 事 業	△ 14	0.2	△ 1	0.0	12	—
そ の 他	△ 26	0.3	△ 93	1.3	△ 66	—
事 業 部 門 間 の 消 去	9	△ 0.1	9	△ 0.1	△ 0	△ 0.1
合 計	△ 9,114	100.0	△ 7,368	100.0	1,745	—

(2) 対処すべき課題

①今後の見通し

連結業績予想につきましては、中国における不動産市場の停滞、欧米における高水準の金利、中東地域やウクライナ情勢の緊迫化、米国の新たな関税措置等の影響を受けて、依然不確実性が高い状態で推移しております。

当社フェロニッケル製品の数量面については環境に大きな変化は見られず、前連結会計年度に引き続いて収益性の観点から数量抑制の方針を継続しております。

損益について、フェロニッケル製品の販売価格面では、当社適用価格相場に加えてニッケル銑鉄の価格も一部参考とした価格水準のため収入は一定程度抑えられ、また、調達価格面では、主原料であるニッケル鉱石価格及び原燃料や電力の価格は引き続き高水準であるため、大きな影響を与えることが見込まれます。

また、米国の関税措置については、国内外へ広範囲の影響が及ぶ可能性があるため、サプライチェーンの混乱が懸念されます。連結業績予想への影響は限定的と見込まれるものの、今後、各国の経済対策によっては、当社事業の需要や価格面に大きな影響を与える可能性があります。

このように、厳しい状況は継続しておりますが、こうした事業環境等への対応は、2025年4月25日付「中長期戦略PAMCOvision2031」において当社グループが掲げる基本方針等で取り組む活動に合致しており、引き続き強く推し進めて参ります。

②「中長期戦略PAMCOvision2031」（2025年4月策定）について

当社グループは、2025年4月25日開催の取締役会において、2025年度から2031年度までの7カ年における中長期戦略として「PAMCOvision2031」を策定しました。

当社グループを取り巻く環境は、海外生産者におけるニッケル銑鉄の過剰生産によって、これまでの市場相場等が崩れ過当競争の様相となり、また、高水準にある諸原燃料価格に伴いエネルギーコスト等が大幅に上昇し、販売面、調達面ともに、中期経営計画（PAMCO-2024）で想定した前提から大きく乖離しました。

このため、当社グループは、業態をゼロベースで見直し、新たな軸となる新規事業分野への参入を目指した事業ポートフォリオの再構築及びサステナビリティ重要課題への対応により、持続的な成長や企業価値の向上を実現するため、さらなる取り組みを進めてまいります。

「大平洋金属中長期戦略PAMCOvision2031」の概要

- (1) 期 間 ： 2025年度～2031年度の7ヵ年
- (2) 長期ビジョン ： 「持続可能な循環型社会を共創する総合素材カンパニー」
- (3) テーマ ： 「業態をゼロベースで見直し新たなステージへ」
- (4) 中長期戦略の位置づけ

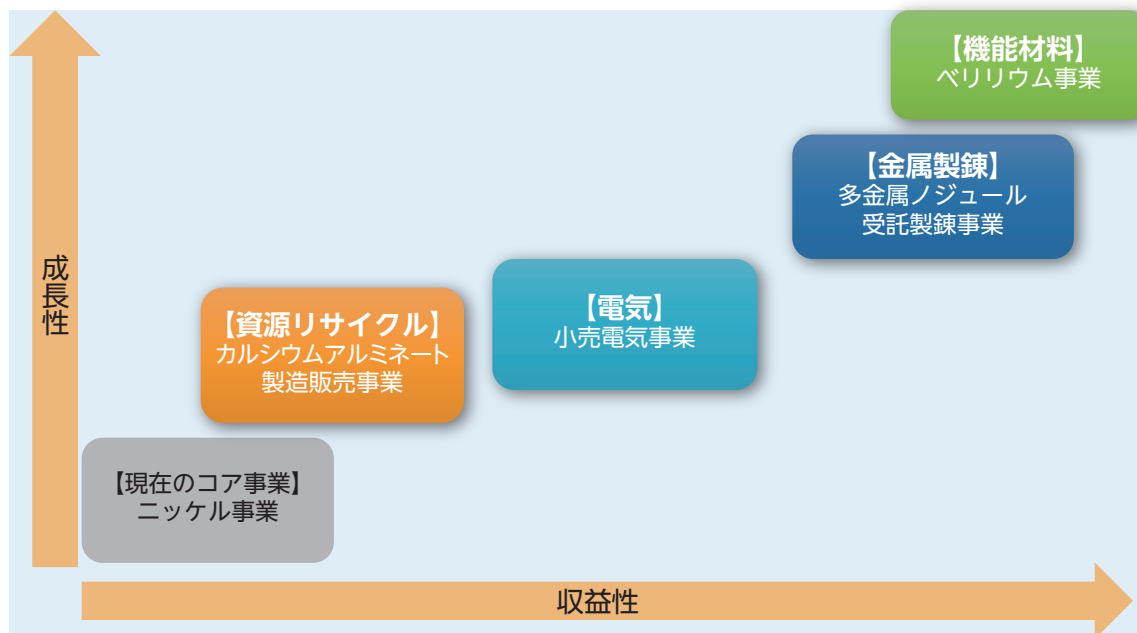
持続可能な循環型社会を共創する総合素材カンパニー



(5) 事業ポートフォリオの再構築と経営目標

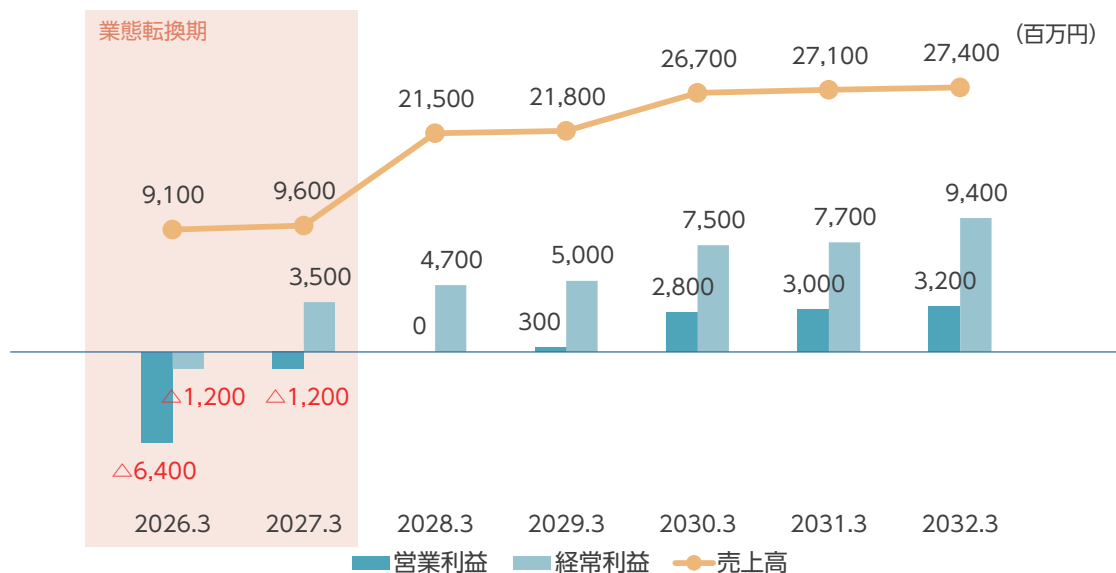
これまで種蒔きした新規事業分野への参入により、事業の多角化を図ってまいります。

金属製錬と機能材料をコア事業に、電気と資源リサイクル事業を組み合わせ



業績については、2026.3期～2027.3期の一定期間は業態転換のため業績の改善はスローも、足元の業績低迷から速やかな脱却を目指してまいります。

**資源製錬時のエネルギー関連基盤を維持するため一時期損失を計上するも
ニッケル事業の用途拡大および小売電気事業の立ち上げによって
2028.3期から営業黒字化、安定した収益確保を目指す**



詳細につきましては、当社ホームページもご覧ください。

- ・中期経営計画ページ (<https://www.pacific-metals.co.jp/ir/term.php>)
- ・サステナビリティページ (<https://www.pacific-metals.co.jp/environment/>)

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は386百万円であります。
なお、当連結会計年度末におきまして、資金調達は行いませんでした。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

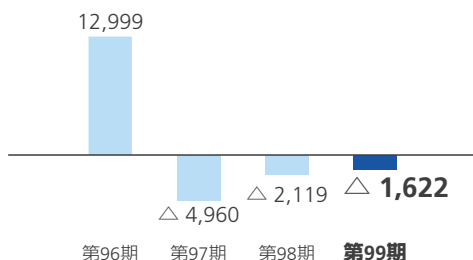
(単位：百万円)

区 分	第96期 (2022年3月期)	第97期 (2023年3月期)	第98期 (2024年3月期)	第99期 (2025年3月期) (当連結会計年度)
売上高	57,129	34,852	15,521	13,175
経常利益又は経常損失(△)	12,999	△ 4,960	△ 2,119	△ 1,622
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	11,368	△ 5,026	△ 1,074	△ 1,667
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	582.93円	△ 257.75円	△ 55.10円	△ 85.52円
総資産	89,852	78,825	73,790	71,795
純資産	80,153	72,034	69,060	67,656
1株当たり純資産	4,095.12円	3,678.90円	3,527.21円	3,455.68円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いております。

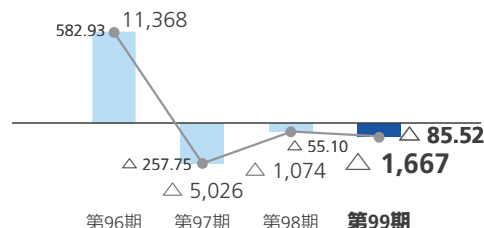
経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



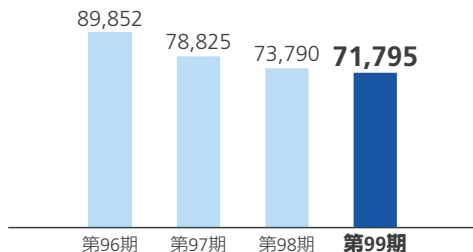
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)
● 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



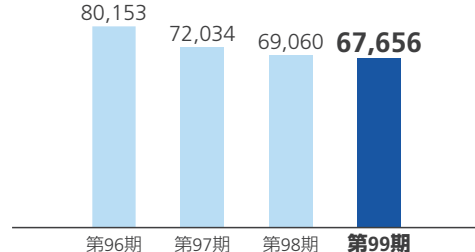
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(9) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
太 平 洋 興 産 株 式 会 社	50,000	74.00	運搬・請負、不動産関連等
株 式 会 社 太 平 洋 ガ ス セ ン タ ー	100,000	50.00	ガス類の製造・販売

(注) 1. 連結子会社は2社、持分法適用関連会社は7社であります。
2. 当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果 (16～18頁)」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ニ ッ ケ ル 事 業	フェロニッケル及びスラグ製品の製造・販売
ガ ス 事 業	ガス類の製造・販売
そ の 他	運搬・請負、不動産関連等

(11) 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

①当社

事業所名	所 在 地
本 店	東京都千代田区
八 戸 本 社	青森県八戸市

②重要な子会社

事 業 所 名	所 在 地
太 平 洋 興 産 株 式 会 社	青森県八戸市
株 式 会 社 太 平 洋 ガ ス セ ン タ ー	青森県八戸市

(12) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期比増減
441名	18名減

(13) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,501,113株（自己株式数75,958株を除く。）
- (3) 株主数 17,812名（前期末比59名減少）
- (4) 大株主（上位10名の株主）

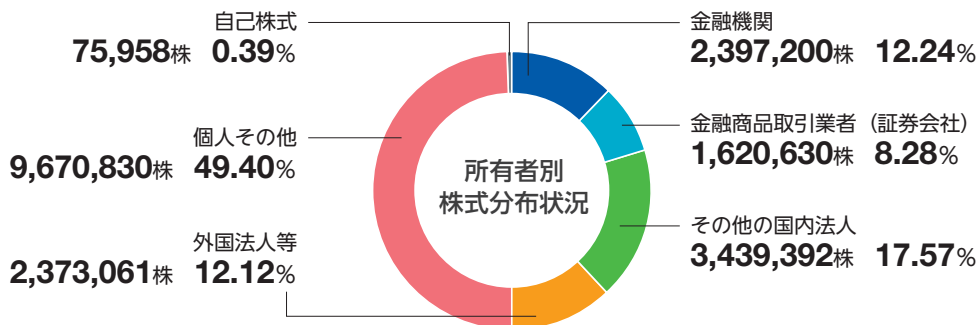
株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,899	9.74
日鉄ステンレス株式会社	1,636	8.39
野村	1,612	8.27
立花証券株式会社	1,166	5.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	871	4.47
日本機設株式会社	481	2.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	357	1.83
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	300	1.54
大平洋金取引先持株会	244	1.25
E C M M F	235	1.21

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（19,501,113株）を基準に算出しております。
3. 日鉄ステンレス株式会社は、2025年4月1日付で日本製鉄株式会社に吸収合併されております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 所有者別株式分布状況



■ 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長	青 山 正 幸	代表取締役、指名・報酬委員会委員
取締役専務執行役員	猪 股 吉 晴	社長補佐、経営企画担当、リサイクル事業開発部長
取締役常務執行役員	原 賢 一	調達担当、営業部長 株式会社パシフィックソーワ 取締役
取締役常務執行役員	松 山 輝 信	内部統制・IR・総務・経理担当、人事部長 太平洋興産株式会社 取締役
取締役上席執行役員	一 柳 広 明	品質・環境管理担当、資源・技術開発プロジェクト部長 リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社 取締役 タガニート鉱山株式会社 取締役
取締役上席執行役員	岩 舘 一 夫	安全衛生管理・製造・工務担当 株式会社大太平洋ガスセンター 代表取締役社長
取締役	松 本 伸 也	指名・報酬委員会委員長 株式会社インプレスホールディングス 社外監査役 澁澤倉庫株式会社 社外取締役
取締役	今 井 光	指名・報酬委員会委員 富士ソフト株式会社 社外取締役
取締役	酒 井 由香里	指名・報酬委員会委員 トーヨーカネツ株式会社 社外取締役
常勤監査役	達 中 輝 一	
監査役	安 田 健	
監査役	飯 村 豊	
監査役	宮 崎 恭 介	株式会社J-WAVE 社外監査役

- (注) 1. 2024年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役池田修三氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 2024年6月21日開催の定時株主総会において、宮崎恭介氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役松本伸也、今井光及び酒井由香里の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、当社は松本伸也、今井光及び酒井由香里の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役安田健、飯村豊及び宮崎恭介の3氏は、会社法第2条第16号及び同第335条第3項に定める社外監査役であります。
また、当社は安田健、飯村豊及び宮崎恭介の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役達中輝一氏は、監査役就任まで当社経理部に所属し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役安田健、飯村豊及び宮崎恭介の3氏は、金融機関出身で財務及び会計並びに監査役としての知見を有しております。

（ご参考）その他の執行役員は次のとおりであります。（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名
上席執行役員	岡村 千足、河端 聡
執 行 役 員	木村 徹嗣

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び社外取締役の責任限定契約を規定する定款第30条並びに社外監査役の責任限定契約を規定する定款第39条の各規定に基づき、損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、当社指名・報酬委員会により下記の通り定めており、この決定方針を当社の取締役会により「役員報酬規程」として決定しております。

また、当社の監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針についても、当社の取締役会により「役員報酬規程」として決定しており、株主総会において総枠を決議し、監査役間の協議により決定しております。

②決定方針の内容の概要

ア．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「役員基本報酬」と、業績連動報酬である「役員賞与（金銭・株式）」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「役員基本報酬」のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その額については、指名・報酬委員会で審議し、決定しております。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬に係る指標は、配当金の支払いがある場合に支給できるものとし、当期純利益を原資に別に定める当期純利益毎の分配基準で算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、各事業年度の業績向上に対する意識を高め、企業価値向上に資するとともに、あらゆる利害関係者との利益を共有できる報酬とするためです。

支給時期は、各事業年度の業績に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。

エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

a. 月額固定報酬

◇役員基本報酬

- ・職責の大きさに応じた役位ごとの金銭による固定報酬

b. 業績連動報酬

◇役員賞与（金銭）

- ・短期のインセンティブ報酬として、1事業年度の業績等に基づき変動する金銭の業績連動報酬
- ・報酬額の上限については、個人別月額固定報酬の5ヶ月分
- ・報酬の支給については、事業年度ごとの会社業績等の確定後

◇役員賞与（株式）

- ・業績連動の株式報酬として、在任期間中に株式交付のためのポイントが付与されることで、中長期視点の株主との利益とリスクの共有促進を図る
- ・取締役に対する株式等の交付等は取締役の退任時

なお、報酬等の種類ごとの割合は、固定報酬：業績連動報酬＝10：0～7：3としております。

オ. 取締役の報酬等の内容についての決定に関する事項

個別報酬の月額報酬原案決定に際しては、取締役社長が、会社で各取締役への期待する役割について慎重に評価し、指名・報酬委員会へ上程し、同委員会にて審議の上、個人別を確定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。

業績連動報酬である役員賞与については、分配基準に沿って総額を決定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。個人別の分配については、役位別の月額固定報酬額を基準に比例分配しております。

なお、当社は2025年4月15日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し答申を受けています。変更後の内容は次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「役員基本報酬(金銭・株式)」と、業績連動報酬である「役員賞与(金銭)」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、「役員基本報酬(金銭)」のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬(金銭・株式)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額の金銭及び年間の株式報酬とし、その額並びにその株式数については、指名・報酬委員会で審議し、決定しております。

ウ. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬に係る指標は、配当金の支払いがある場合に支給できるものとし、当期純利益を原資に別に定める当期純利益毎の分配基準で算定しております。また、当該業績指標を選定した理由は、各事業年度の業績向上に対する意識を高め、企業価値向上に資するとともに、あらゆる利害関係者との利益を共有できる報酬とするためです。

支給時期は、各事業年度の業績に応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。

エ. 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

1. 固定報酬

◇役員基本報酬(金銭)

・職責の大きさに応じた役位ごとの金銭による月額の基本報酬

◇役員基本報酬(株式)

・株式報酬は、取締役(社外取締役を除く)の役位に応じて譲渡制限付株式を付与し、譲渡制限解除日は取締役退任時といたします。

2. 業績連動報酬

◇役員賞与(金銭)

- ・短期のインセンティブ報酬として、1事業年度の業績等に基づき変動する金銭の業績連動報酬
- ・報酬額の上限については、個人別月額の基本報酬の5ヶ月分
- ・報酬の支給については、事業年度ごとの会社業績等の確定後

なお、報酬等の種類ごとの割合は、固定報酬：業績連動報酬＝10：0～7：3としております。

オ. 取締役の報酬等の内容についての決定に関する事項

個別基本報酬の月額の金銭報酬及び年間の株式報酬原案決定に際しては、取締役社長が、会社で各取締役への期待する役割について慎重に評価し、指名・報酬委員会へ上程し、同委員会にて審議の上、個人別を確定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。

業績連動報酬である役員賞与については、分配基準に沿って総額を決定し、取締役社長が取締役会へ支給総額案を上程し、決定しております。個人別の分配については、役位別の月額基本報酬額を基準に比例分配しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会決議において年額3億5千万円以内と決議されております（これには、使用人兼務取締役の使用人分給与については含んでおりません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は1名）です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会決議において年額6千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会において総枠を決議し、取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会が別途定める取締役報酬方針を基準に対象期間の支給総額案を審議し、その審議結果を取締役社長が取締役会へ上程し決定しております。

指名・報酬委員会に権限を委任した理由は、指名・報酬委員会は社外取締役が委員の過半数を占める当社取締役会の任意の諮問機関であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。

取締役会は、当該権限が指名・報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会では審議の上、その答申に基づき取締役社長が取締役会へ上程し決定する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る内容については、指名・報酬委員会（委員長：社外取締役 松本伸也氏、委員：社外取締役 今井光氏、社外取締役 酒井由香里氏、取締役社長 青山正幸氏）が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。その権限の内容は、委員会規程により、報酬制度に関する基本方針・報酬枠案（算定方法を含む）・個人別の具体的報酬額（算定方法を含む）と定められております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）
		基本（固定）報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	186	186 (19)	— (—)	— (—)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	39	39 (18)	— (—)	— (—)	5 (4)

- (注) 1. 監査役への報酬等の額には2024年6月21日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役1名を含めております。
2. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は当期純利益の額を基準としており、実績は親会社株主に帰属する当期純損失（△）1,667百万円であることから取締役6名（社外取締役を除く）に対し取締役報酬方針に基づき役員賞与を支給しないことといたしました。
3. 2006年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。
- 監査役1名に対し総額 6百万円
4. 社外役員は、子会社からの役員報酬等は受けておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①事業年度中の取締役会での活動状況

氏 名	当社での地位	重要な兼職の状況等	主な活動状況と社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
松 本 伸 也	取 締 役 独 立 役 員	株式会社インプレスホールディングス 社外監査役 澁澤倉庫株式会社 社外取締役	当事業年度中開催の取締役会22回のうち22回出席し、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識に基づいて法令遵守の観点から発言しております。(取締役会出席率100.0%) この他に、上記の見地・見識を活かし、当社の指名・報酬委員会の委員長としても活動しており、当社取締役会の公平性・透明性の向上を図るために適切な役割を果たしております。
今 井 光	取 締 役 独 立 役 員	富士ソフト株式会社 社外取締役	当事業年度中開催の取締役会22回のうち21回出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、経営の充実強化を図る観点から発言しております。(取締役会出席率95.5%) この他に、上記の経験を活かし、当社の指名・報酬委員会の委員としても活動しており、当社取締役会の公平性・透明性の向上を図るために適切な役割を果たしております。
酒 井 由香里	取 締 役 独 立 役 員	トーヨーカネツ株式会社 社外取締役	当事業年度中開催の取締役会22回のうち22回出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、経営の充実強化を図る観点から発言しております。(取締役会出席率100.0%) この他に、上記の経験を活かし、当社の指名・報酬委員会の委員としても活動しており、当社の企業経営に係る諸課題に対してダイバーシティの観点から多様な視点により適宜助言を行うことで、当社取締役会の実効性の向上を図るために適切な役割を果たしております。

②事業年度中の監査役会での活動状況

氏 名	当社での地位	重要な兼職の状況等	主な活動状況
安 田 健	監 査 役 独 立 役 員		当事業年度中開催の取締役会22回のうち22回出席、監査役会15回のうち15回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)
飯 村 豊	監 査 役 独 立 役 員		当事業年度中開催の取締役会22回のうち22回出席、監査役会15回のうち15回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)
宮 崎 恭 介	監 査 役 独 立 役 員	株式会社J-WAVE 社外監査役	当事業年度中開催の取締役会16回のうち16回出席、監査役会8回のうち8回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。(取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%)

(注) 1. 取締役松本伸也、今井光、酒井由香里及び監査役安田健、飯村豊、宮崎恭介の6氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
2. 取締役松本伸也、今井光、酒井由香里及び監査役宮崎恭介の4氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役宮崎恭介氏の出席状況については、2024年6月21日の就任後に開催された取締役会・監査役会を対象としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

区 分	支払額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	42
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、報酬等の額は、これらの合計金額を記載しております。
2. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人は当社連結子会社の計算関係書類の監査をしておりません。
3. 非監査業務の内容
当社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（経済産業省令第四十六号）第21条第2項第3号に基づく手続業務契約」（2024年10月）を締結しており、当該契約の報酬額として0百万円支払っております。
4. 当社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク（R.G.Manabat & Co.会計事務所）に対して、監査証明業務に基づく報酬として0百万円支払っております。
5. 当社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク（株式会社KPMG FAS）に対して、業務委託契約の報酬として18百万円支払っております。
6. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅰ 6. 会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

- ①取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理は文書管理規程等の社内規程により行っております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「リスクマネジメント委員会」と、有事の際の基本的対応について記載した「危機管理マニュアル」を制定しております。
- ②経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。
- ③日常業務におけるリスクに対しては、管理規程、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社が執行役員制度を導入し、取締役会の役割が会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能であることを明確にしてその活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っており

ます。

- ②当社の業務運営では、取締役及び所管部署長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定し、これに基づき組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認をしております。
- ③当社及び子会社の業務執行の効率性を確保するために、IT統制に関する基本規程等を整備しております。
- ④当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるよう規程の策定及び八戸本社・本店間でのWEB会議システム等を整備して意思決定を行っております。

(4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役会にて制定しております。
- ②取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。
- ③当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を与えている反社会的勢力及びこれに類す

る団体等とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力及びこれに類する団体等からの要求を断固として拒否します。当社は、従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察、特殊暴力防止対策連合会及び外部の専門機関と常に連携を取っております。

- ④当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるように八戸本社・本店間でWEB会議システム等を整備して意思決定を行っております。
- ⑤取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。
- ⑥「公益通報体制に関する規程」により内部通報制度（社内窓口・外部窓口）を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。
内部通報したことによる不利益扱いは禁止しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社の指導のもと、子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「リスクマネジメント委員会」に出席するものとする等、当社は子会社の業務の適正を確保する体制を整えております。
- ②当社「監査室」は連結子会社における業

務の適正を確保するために監査を行っております。

- ③連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取り締役に報告しております。
- ④「公益通報体制に関する規程」により内部通報制度（社内窓口・外部窓口）を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。
また、上記内部通報制度は、子会社、関連会社、取引先等に関する事項の通報も対象としております。当社は、上記内部通報をした者が、当該通報をしたことに関して、不利な取扱いを受けないこととし、かかる取扱いを禁止しております。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役と「監査室」との連携を強化する趣旨から、監査役の要望に応じ、「監査室」所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、その固有の業務に支障をきたさない範囲で監査役の補助をさせることができます。取締役会は、必要に応じ監査役会と意見交換を行います。

(7) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

- ①当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に

報告します。

- ②当社取締役は、取締役会及び重要な会議について参加する機会を監査役にも与えており、また、監査役の重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。
- ③当社の従業員等、子会社の取締役、監査役、従業員等またはこれらのものから報告を受けたものが当社監査役に報告をすることに関して、不利な取扱いを受けないこととします。
- ④当社は、当社監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還、当該職務執行費用または債務処理に関して、速やかな処理を行うものとします。
- ⑤当社取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名（うち3名は社外監査役）が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(8) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規程を整備し、財務報告における不正や誤謬発生リスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

(9) 会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要

- ①取締役会を22回開催し、法令等により定められた事項や経営に関わる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しております。
- ②監査役会を15回開催し、監査方針や監査計画を協議決定し、取締役の業務執行、法令・定款等の遵守状況を監査しております。
- ③リスクマネジメント委員会を4回開催し、当社全体に関わるリスクに対する管理状況、次年度の活動方針の確認、事故対応、津波の避難計画、訓練を行っております。また、経営に重大な影響を及ぼすと想定される事態に対して、「危機管理マニュアル」を定めてその事態への対応、予防策を講じるよう努めております。
- ④内部統制委員会を4回開催し、内部統制システムの整備・運用状況を評価しております。また定期的な法令遵守状況の確認及び教育によりコンプライアンスの強化を図っております。
- ⑤監査役と内部監査部門との情報交換会を4回開催し、内部監査の結果等について適宜情報交換を行っております。更に、その情報交換には、社外取締役も参加しております。
- ⑥法令、社内規程等の違反を報告するための通報窓口を社内外に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めております。

Ⅶ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 配当方針

利益配当金につきましては、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、企業体質の充実・強化を図りつつ、当面はDOE（株主資本配当率）4%を目処に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に機能的に対応するための基金とするとともに、資源確保、新技術の開発、設備投資、資本政策の一環として自己株式取得、等々に活用してまいります。

(2) 剰余金の配当

毎事業年度における配当の回数については、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって以下のとおりとさせていただきます。

当事業年度に属する基準日による剰余金の配当を取締役会が決議した状況

①配当金の総額	2,632百万円
②普通株式1株当たり配当金	135円
③基準日	2025年3月31日

なお、中間配当金は見合わせたため、年間配当金は135円になります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前期末 (2024年3月31日現在)	当期末 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	41,814	38,510
現金及び預金	21,758	23,874
売掛金	5,001	3,281
有価証券	2,199	2,600
商品及び製品	7,303	4,074
仕掛品	257	263
原材料及び貯蔵品	3,521	2,864
その他	1,773	1,552
貸倒引当金	△ 1	△ 1
固定資産	31,975	33,284
有形固定資産	7,388	7,273
建物及び構築物	2,059	1,877
機械装置及び運搬具	945	976
土地	4,304	4,231
その他	77	187
無形固定資産	285	12
投資その他の資産	24,301	25,998
投資有価証券	23,687	24,873
退職給付に係る資産	476	770
その他	142	359
貸倒引当金	△ 5	△ 5
資産合計	73,790	71,795

科 目	(ご参考) 前期末 (2024年3月31日現在)	当期末 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	1,674	1,230
支払手形及び買掛金	234	112
未払費用	892	712
未払法人税等	47	55
賞与引当金	117	117
復旧費用引当金	5	—
その他	376	232
固定負債	3,055	2,908
退職給付に係る負債	59	68
繰延税金負債	1,135	992
再評価に係る繰延税金負債	547	539
環境対策引当金	2	2
契約損失引当金	1,273	1,273
復旧費用引当金	14	14
その他	23	18
負債合計	4,729	4,138
純資産の部		
株主資本	66,609	64,994
資本金	13,922	13,922
資本剰余金	3,481	3,481
利益剰余金	49,658	48,044
自己株式	△ 452	△ 453
その他の包括利益累計額	2,176	2,395
その他有価証券評価差額金	1,183	526
繰延ヘッジ損益	—	7
土地再評価差額金	400	331
為替換算調整勘定	179	828
退職給付に係る調整累計額	412	700
非支配株主持分	274	267
純資産合計	69,060	67,656
負債及び純資産合計	73,790	71,795

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	15,521	13,175
売上原価	22,637	18,366
売上総損失 (△)	△ 7,115	△ 5,191
販売費及び一般管理費	1,998	2,177
販売費	344	304
一般管理費	1,653	1,873
営業損失 (△)	△ 9,114	△ 7,368
営業外収益	7,183	5,821
受取利息	24	43
受取配当金	229	121
不動産賃貸料	107	110
持分法による投資利益	6,053	5,413
為替差益	696	86
その他	73	45
営業外費用	188	75
支払利息	0	0
設備賃貸費用	15	15
コミットメントフィー	27	27
シンジケートローン手数料	53	4
棚卸資産処分損	31	2
外国源泉税	33	16
その他	26	7
経常損失 (△)	△ 2,119	△ 1,622
特別利益	2,646	594
固定資産売却益	7	5
投資有価証券売却益	2,638	128
受取保険金	—	459
特別損失	1,137	217
減損損失	977	133
固定資産除却損	160	81
投資有価証券売却損	—	2
税金等調整前当期純損失 (△)	△ 611	△ 1,245
法人税、住民税及び事業税	390	407
法人税等調整額	85	21
当期純損失 (△)	△ 1,087	△ 1,675
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 13	△ 7
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 1,074	△ 1,667

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前期末 (2024年3月31日現在)	当期末 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	41,344	38,067
現金及び預金	21,298	23,474
売掛金	4,928	3,198
有価証券	2,199	2,600
商品	301	107
製品	7,090	4,017
原材料	2,697	2,171
仕掛品	260	266
貯蔵品	752	620
前渡金	1,273	1,273
その他	541	337
貸倒引当金	△ 0	△ 0
固定資産	12,238	11,148
有形固定資産	7,213	7,097
建物	1,822	1,632
土地	4,304	4,231
その他	1,086	1,232
無形固定資産	285	12
投資その他の資産	4,739	4,038
投資有価証券	2,206	1,243
関係会社株式	2,378	2,363
前払年金費用	20	84
その他	138	352
貸倒引当金	△ 5	△ 5
資産合計	53,582	49,215

科 目	(ご参考) 前期末 (2024年3月31日現在)	当期末 (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	1,624	1,185
買掛金	237	118
未払金	255	104
未払費用	886	708
預り金	76	69
賞与引当金	102	100
復旧費用引当金	5	—
その他	61	85
固定負債	2,276	2,019
繰延税金負債	426	180
再評価に係る繰延税金負債	547	539
環境対策引当金	2	2
契約損失引当金	1,273	1,273
復旧費用引当金	14	14
その他	12	9
負債合計	3,901	3,205
純資産の部		
株主資本	48,257	45,310
資本金	13,922	13,922
資本剰余金	3,481	3,481
資本準備金	3,481	3,481
利益剰余金	31,307	28,360
利益準備金	382	382
その他利益剰余金	30,925	27,978
別途積立金	10,300	10,300
繰越利益剰余金	20,625	17,678
自己株式	△ 452	△ 453
評価・換算差額等	1,423	700
その他有価証券評価差額金	1,022	368
土地再評価差額金	400	331
純資産合計	49,681	46,010
負債及び純資産合計	53,582	49,215

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 前期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	14,752	12,444
売上原価	21,868	17,660
売上総損失 (△)	△ 7,116	△ 5,215
販売費及び一般管理費	1,935	2,075
販売費	360	318
一般管理費	1,575	1,757
営業損失 (△)	△ 9,051	△ 7,291
営業外収益	5,008	4,383
受取利息	24	43
受取配当金	4,126	4,116
不動産賃貸料	114	118
為替差益	696	86
その他	46	18
営業外費用	188	74
支払利息	0	0
設備賃貸費用	15	15
コミットメントフィー	27	27
シンジケートローン手数料	53	4
外国源泉税	33	16
環境対策引当金繰入額	13	—
棚卸資産処分損	31	2
その他	13	7
経常損失 (△)	△ 4,231	△ 2,983
特別利益	2,646	593
固定資産売却益	7	5
投資有価証券売却益	2,638	127
受取保険金	—	459
特別損失	1,124	217
減損損失	963	133
固定資産除却損	160	81
投資有価証券売却損	—	2
税引前当期純損失 (△)	△ 2,709	△ 2,607
法人税、住民税及び事業税	387	397
法人税等調整額	△ 95	△ 3
当期純損失 (△)	△ 3,000	△ 3,001

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 隆 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大平洋金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大平洋金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 隆 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大平洋金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要

と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について電話回線又はインターネット等を経由し報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日
大平洋金属株式会社 監査役会
常勤監査役 達 中 輝 一 ㊞
社外監査役 安 田 健 ㊞
社外監査役 飯 村 豊 ㊞
社外監査役 宮 崎 恭 介 ㊞

株主メモ（株式のご案内）

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	（電話照会先）	フリーダイヤル 0120（782）031 （オペレーター対応 平日9：00～17：00）
定時株主総会	毎年6月開催	インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して 定めた日	（よくあるご質問（FAQ））	https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社	公告の方法	当社のホームページに掲載する。 https://www.pacific-metals.co.jp/koukoku/ 但し、電子公告を行うことができない事 故その他やむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して公告する。
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部	上場証券取引所	東京証券取引所
（郵便物送付先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先（三井住友信託銀行株式会社 証券代行部）にご連絡をお願いいたします。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問（FAQ）」サイトでご確認いただけます。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先（三井住友信託銀行株式会社 証券代行部）にお願いいたします。

【株式に関する「マイナンバー制度」のご案内】

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。
このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要がございます。

マイナンバーのお届けに関するお問い合わせ先

- ・証券会社にて株式を管理されている株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ・証券会社とのお取引がない株主様
上記の電話照会先（三井住友信託銀行株式会社 証券代行部）にお問い合わせください。

【株主総会資料の電子提供制度について】

2022年9月1日の会社法の一部改正により、株主総会資料の電子提供制度が導入されました。

同制度は、すべての上場会社で義務化されており、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆様に対し、そのウェブサイトのアドレス等を書面により通知することによって、株主総会資料を提供する制度で、当社は、2023年6月の定時株主総会以降、株主総会資料については、原則として郵送を行わず、ウェブサイトに掲載しています。

ウェブサイトをご覧になることが困難な場合等、書面をご希望の株主様におかれましては、株主総会の基準日まで※に、従前どおり書面で受領をするためのお手続き（書面交付請求）が必要です。

※2026年6月定時株主総会の場合は、2026年3月31日までに株主名簿管理人へ書面交付請求書必着

同制度のより詳しい内容やお手続きにつきましては、当社株主名簿管理人の三井住友信託銀行株式会社の専用ダイヤル（0120-533-600）までお問い合わせをいただくか、特設ウェブサイト（<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>）をご覧ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産等はお用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会場

飯田橋レインボービル(7階)

東京都新宿区市谷船河原町11番地



■ 最寄駅より
会場までのご案内

■ JR「飯田橋駅」西口より
徒歩6分

■ 地下鉄 ● 有楽町線 ● 南北線 ● 東西線
 ● 都営大江戸線
 「飯田橋駅」B3出口より
 徒歩5分